

支援期間を延長します

募集期間

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

【国の重点支援地方交付金活用事業】

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費補助金（事業者向け）

特別高圧を受電する県内中小企業の電気料金の一部を助成します

1. 補助対象者

- 県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者^{※1等※2}（みなし大企業^{※3}を除く）
- 県内の商業施設で特別高圧電力を契約している施設運営者

※1 中小企業者とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者を指します。

【中小企業要件】

下記のいずれかを満たすこと		
業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業 その他（下記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
リフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※2 中小企業と同等の規模で事業を営む法人等も補助対象です。（例：医療法人 等）

※3 次のいずれかに該当する中小企業者は、補助対象外です。

【みなし大企業要件】

- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の1／2以上を同一の大企業が所有する
- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2／3以上を複数の大企業が所有する
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める

2. 補助額及び補助単価

令和8年1～3月分 の特別高圧の電気使用量^{※4} に補助単価を乗じた額

【補助単価】 令和8年1月分及び2月分 2.3円/kWh

令和8年3月分 0.8円/kWh

※4 補助対象者2（商業施設）の対象となる電気使用量は、商業施設にテナントとして入居する中小企業者^{※1等※2}（みなし大企業^{※3}を除く）が使用した分に限ります。

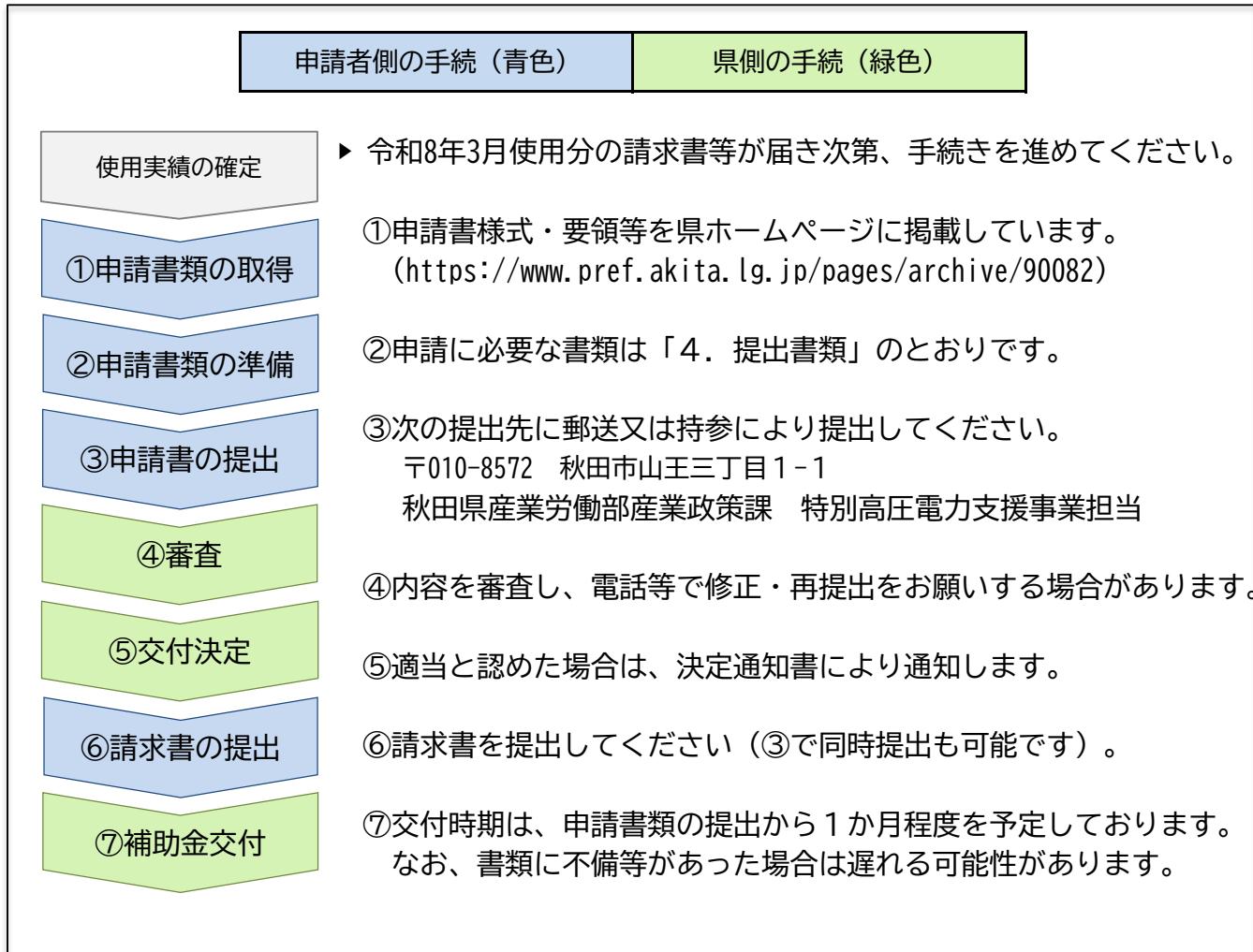
■問い合わせ先

秋田県産業労働部産業政策課 電話番号：018-860-2215

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く）

申請方法は裏面をご確認ください

3. 申請から補助金交付までの流れ



4. 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ※ 申請者概要書（様式第2号）
- ウ※ 誓約書（様式第3号）
- エ※ 債権者登録票（様式第4号）
- オ※ 振込先口座番号等が分かる通帳の写し
- カ※ 履歴事項全部証明書の写し（個人は住民票）
- キ 電気使用量集計表（様式第5号）
- ク 電気使用量が確認できる書類（電気料金の請求書等）
- ケ※ 特別高圧契約が確認できる書類（請求書、小売電気事業者との契約書等）
- コ 請求書（様式第7号）

事業の詳細については…

要領・申請書様式等を県HPに掲載しています。
👉 美の国あきたネット
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/90082>



秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

※印の書類は、提出済みの書類と内容に変更がない場合、提出を省略することができます。

※商業施設は上記に加え、テナント用の提出書類があります。詳細は県ホームページをご確認ください。